

別添

都議会議員になろうとする人に聞いてみよう！
社会保障をテーマにした公開討論会

～参考資料集～

都政と社会保障そして都議会の役割を考えよう 2017 実行委員会

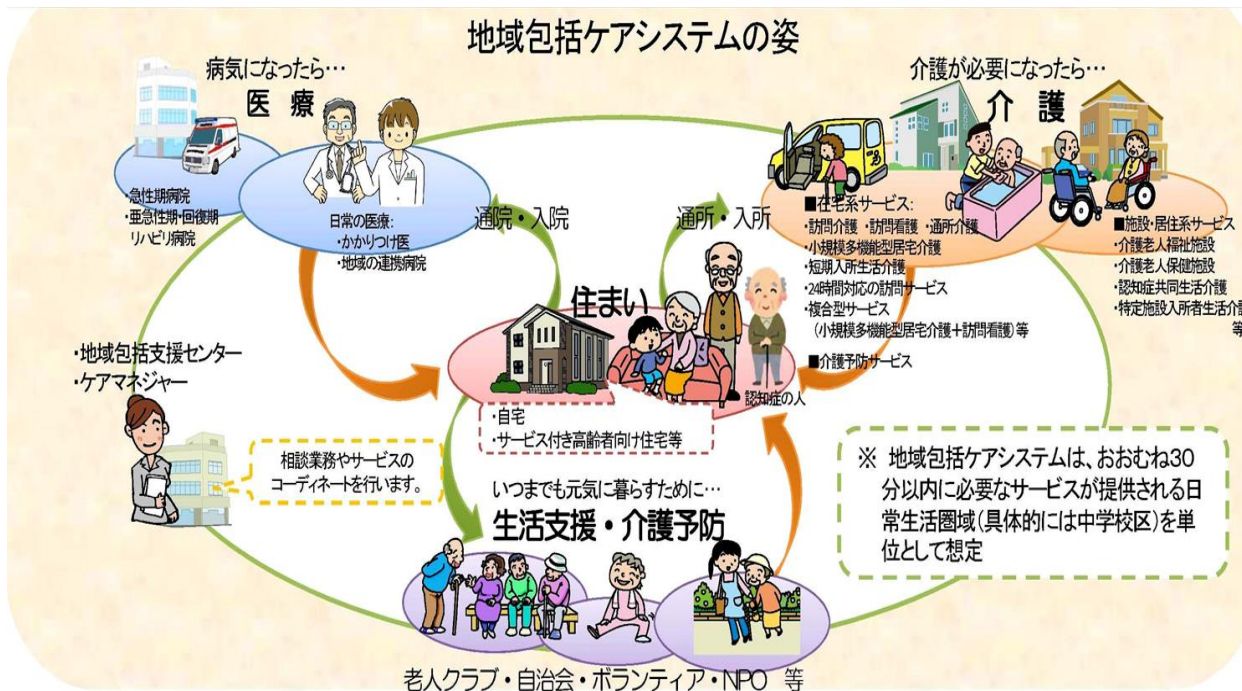
目次

| | |
|--------------------|----|
| 高齢福祉 | 2 |
| ◎地域包括ケアシステム | 2 |
| ◎地域密着型サービスへの移管について | 2 |
| ◎終末期を在宅で過ごすためには | 3 |
| 障害福祉 | 4 |
| ◎障害者差別解消条例 | 4 |
| ◎当事者参画 | 4 |
| ◎やまゆり園の事件を受けて | 4 |
| ◎空き家活用を見据えた福祉施策 | 4 |
| ◎権利擁護 | 5 |
| ◎ホームヘルパー不足 | 5 |
| ◎障害者政策と介護保険の統合 | 5 |
| 児童福祉 | 6 |
| ◎少子化 | 6 |
| ◎児童相談所 | 7 |
| ◎待機児童 | 8 |
| ◎親子の面会交流 | 8 |
| ◎児童相談所 | 9 |
| その他 | 9 |
| ◎地域ボランティア | 9 |
| ◎セクシュアル・マイノリティ | 10 |

高齢福祉

◎地域包括ケアシステム

東京は、地縁に寄る人と人とのつながりが希薄といわれるが企業や NPO などの多様な事業主体が集積しており、豊富な経験と知識を持った社会資源や人口動態、地理的条件等は地域で大きく異なることに留意しつつ、地域の力や民間の力も活用して、大都市東京にふさわしい地域包括ケアシステムを作り上げていくことが必要である。（「東京都長期ビジョン」「第6期東京都高齢者保健福祉計画」より）



「福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議」中間まとめ
 (平成 27 年 10 月)

◎地域密着型サービスへの移管について

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系です。市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。従って、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています(図参照)。

障害福祉

◎障害者差別解消条例

参照 URL

障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/joureikentoubukai.html

◎当事者参画

参照 URL

政策立案への知的障害当事者参加・参画に関する研究（2010年）

http://ci.nii.ac.jp/els/contentscinii_20170531072130.pdf?id=ART0009677805

から

「障害者計画」に参加・参画した委員を障害種別ごとにとみると、肢体不自由が最も多く644箇所の自治体において参加・参画しており、これは障害当事者が参加・参画した自治体の約80%にあたる。続いて視覚障害203箇所で約25%、聴覚障害174箇所で約22%、内部障害168箇所で約20%、精神障害55箇所で約7%の順であった。そして、知的障害は29箇所であり、障害当事者が参加・参画した自治体の約3.5%

◎やまゆり園の事件を受けて

○やまゆり園、建て替えに異論噴出 大施設「時代に逆行」（朝日新聞）

- ・「津久井やまゆり園」について、建て替えを決めた神奈川県に対し、障害者団体や有識者から見直しを求める声が強まっている。
- ・家族会の大月和真会長（67）は「地域への移行ができないから園で暮らしている。現実を考えたら、1日も早い建て替えを」と望む。

<http://www.asahi.com/articles/ASK1R7HJ2K1RULOB01B.html>

○「自分の仕事が否定された」 津久井やまゆり園の建替問題で職員が反論（福祉新聞）

- ・「職員は千木良に戻ることをモチベーションにしている。施設が否定される報道を見て、自分の仕事が否定されたと思う職員が多い」「今回の事件を機に施設規模を小さくしないでほしい。千木良を去る時、短期入所の利用者に後ろ髪を引かれる思いがした」「利用者が施設を選んでくれる以上、私たちは寄り添うだけだ」。
- ・入所者の家族は5人が発言した。大月和真・家族会長は事件前の園での暮らしぶりを11分間の映像で紹介。「津久井やまゆり園は私たちがやっとたどり着いたかけがえのない家だ」とし、元の場所での再建を求めた。
一方、5人のうち1人は大規模施設に否定的な意見を披露。「施設をなくして良いとは思わないが、できるだけ少なくしていくべきだ。施設での暮らしは自由がきかない。横浜にこの先4年もいたら千木良に戻りたいとは言わないだろう」と話した。

http://www.huffingtonpost.jp/fukushi-shimbun/tsukui-yamayuri-en_b_16891458.html

◎空き家活用を見据えた福祉施策

参考URL

東京都居住支援協議会

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/ha_council/data/brochure.pdf

居住支援協議会とは・・・

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。 居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上

で、必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取組で解決されることが期待されます。

◎権利擁護

成年後見制度利用促進法が成立し、権利擁護への高まりが強くなっています。他方、成年後見制度も含む代理決定の仕組みは、障害者権利条約 12 条の法の下での平等から違反しているという意見もあります。これらを踏まえて、意思決定が困難とされる人への政策的支援はどうあるべきとお考えですか？

参考URL

成年後見制度と障害者権利条約

一般社団法人 日本自閉症協会 成年後見制度委員会

<http://www.arsvi.com/2010/20160403a2.pdf>

我が国の成年後見制度のうち、補助類型は、審判の開始も、「代理権」・「取消権・同意権」の設定やその対象範囲も、「本人（被補助人）による同意」を前提としているので、基本的には権利条約に抵触しないと考えられます。しかし成年後見類型と保佐類型については・・・条約と意見書が求める「支援付き意思決定制度」に抵触する疑いがあります。

「成年後見制度」から「意思決定支援制度」へ

日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会シンポジウム 第2分科会基調報告書

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/58th_keynote_report_2_1.pdf

◎ホームヘルパー不足

参考URL

介護職員の人材不足問題、最新版！2025年には全国で38万人（2015/08/07）

<https://www.minnanokaigo.com/news/N53135246/>

2025年度には介護サービスの利用者が増えて推計で253万人の介護職員が必要になりますが、今の増員のペースのままでは215万2000人しか人員を確保できない見通し

入院時ヘルパー派遣の拡大

参考URL

入院中に重度訪問介護が利用可能に - 全国障害者介護制度情報（2015年9月26日発行）

<http://www.kaigoseido.net/kaihoo/15/201507-12.pdf>

◎障害者政策と介護保険の統合

参考URL

統合（併用）派の堤 修三さんの見解

http://www.jsds.org/jsds2016/sympo2_tsutsumi.pdf

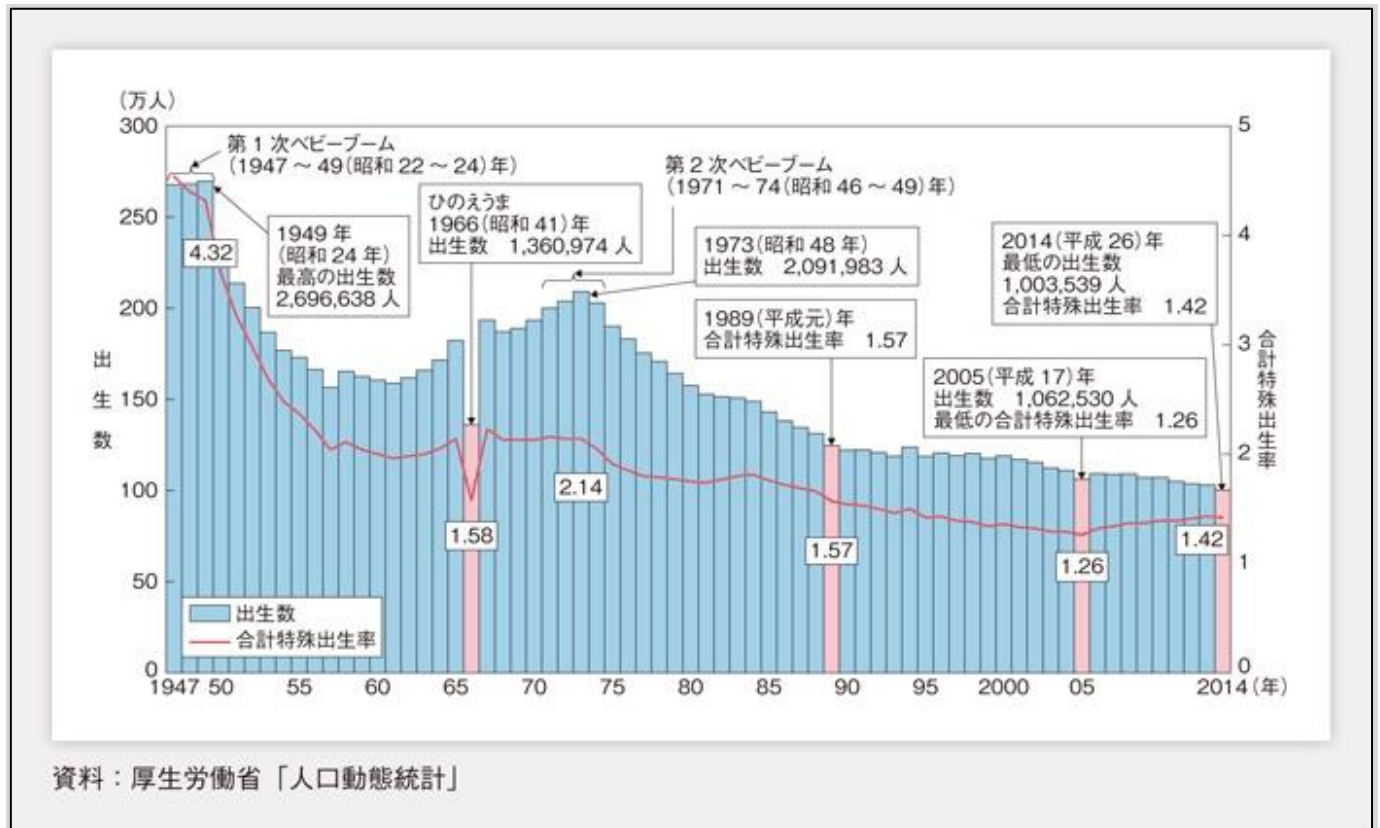
統合して、介護保険を変えるべきという意見

【論文】障害者総合支援法の改正とその問題点

http://www.jichiken.jp/article_35/

児童福祉

◎少子化



○合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

○希望出生率

- ・夫婦の意向や独身者の結婚希望等から算出。

「希望出生率」= {既婚者割合×夫婦の予定子ども数+未婚者割合×未婚結婚希望割合×理想子ども数} ×離別等効果

{ (34%×2.07人) + (66%×89%×2.12人) } ×0.938

≒1.8 (平成22年出生動向調査)

- ・最も出生率が高い沖縄県は出生率=1.8～1.9
- ・OECD諸国の半数が出生率=1.8を超えている。

○リプロダクティブヘルス/ライツ

リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)という概念は、子どもを産む産まない、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されてから、その重要性が国際的に認識されてきている。

○「厚生労働省：人口動態調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

○「内閣府：平成 28 年版 少子化社会対策白書」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2016/28pdfhonpen/28honpen.html>

○「内閣官房：ニッポン一億総活躍プラン」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan3.pdf>

○「厚生労働省：生涯を通じた女性の健康施策に関する研究会報告書について」

http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1107/h0721-2_18/h0721-2.html

◎公園・遊び場



○「文部科学省：幼児期運動指針」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319771.htm

◎児童相談所

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）12条

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第31条

締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

※外務省：「児童の権利に関する条約」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

◎待機児童



○「内閣官房：日本経済団体連合会創立70周年記念パーティ」（※「子育て安心プラン」を発表）
http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201705/31keidanren.html

○「内閣府：平成28年版 少子化社会対策白書」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2016/28webgaiyoh/indexg.html>

○「厚生労働省：保育所保育指針」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf>

○「厚生労働省：保育所保育指針解説書」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf>

◎親子の面会交流

○「平成27年（2015） 人口動態統計（確定数）の概況」
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/dl/00_all.pdf

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

第9条

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見

を述べる機会を有する。

締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

3 の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

※「外務省：児童の権利に関する条約」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

◎児童相談所

○児童福祉法

第 12 条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

第 59 条の 4 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

その他

◎地域ボランティア

○「厚生労働省ホームページ：「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou.html?tid=368203>

○「厚生労働省ホームページ：地域包括ケアシステム」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごととのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

| | | |
|---|---|---|
| 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正 ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化 ◆ 共生型サービスの創設 など | 平成30(2018)年： ◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化 | 平成31(2019)年以降： 更なる制度見直し 2020年代初頭： 全面展開 |
|---|---|---|

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

◎セクシュアル・マイノリティ

○世田谷区 同性パートナーシップ宣誓について

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/167/1871/d00142701.html>

○渋谷区 パートナーシップ証明書の交付を行っています

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/partnership.html>

以上